

少年法改正法案に反対する会長声明

1 はじめに

令和3年2月19日、内閣は「少年法等の一部を改正する法律案」（以下、「本改正案」という。）を通常国会に提出した。その内容は、令和2年10月29日に法制審議会少年法・刑事法部会が採択した答申に従ったものである。

本改正案は、罪を犯した18歳及び19歳の少年に対して、これまで通り少年法の適用を認め、全件を家庭裁判所に送致する建前を維持しており、その点については評価できる。

しかしながら、本改正案は18歳及び19歳の少年を18歳未満の少年とは異なる取扱いをする旨定めるものであり、以下に述べるような問題があるところ、当会は本改正法案に反対する。

2 いわゆる原則逆送事件の拡大による問題について

本改正案は、罪を犯すときに18歳及び19歳の少年について、原則として家庭裁判所から検察官に送致して刑事事件として取扱わなければならない事件（いわゆる原則逆送事件）の範囲を、「短期1年以上の懲役若しくは禁固に当たる罪の事件」にまで拡大することになっている。

これにより拡大されることになる事件類型は、例えば、強盗罪などの犯情の幅が極めて広いものも含んでいる。これらの事件類型には、成人であればその刑の全部の執行猶予が相当な事案やあるいは起訴猶予が相当な事案も含まれる。

しかし、本改正案には、家庭裁判所から検察官に送致された後の適切な指導や環境調整を定めた規定が存在しないため、要保護性の高い18歳及び19歳の少年が更生の機会を得ることなく、再び社会に戻されてしまう可能性が高い。

このように原則逆送事件の範囲を拡大すれば、結果として18歳及び19歳の少年の更生の機会を奪うことにつながりかねないという問題がある。

3 推知報道禁止の解除による問題について

本改正案は、18歳及び19歳の少年がその時犯した罪により、公訴提起された場合には、推知報道の禁止を解除することになっている。

現行少年法61条は、「家庭裁判所の審判に付された少年」だけでなく「少年の時に犯した罪により公訴を提起された者」に関する推知報道をも禁止している。このように現行少年法61条が、少年に関する推知報道を広く禁止した趣旨は、少年及びその家族の名誉・プライバシーを保護して、過ちを犯した少年の更生を図ることにあり、現行少年法上極めて重要な意義を有している。

近年、ソーシャルメディアを含むインターネットが普及・発達した高度情報化社会にあっては、いったん推知報道の内容がインターネットにおいて取り上げられれば、一瞬にしてこれが拡散され、半永久的に残り続ける。

このように推知報道の禁止を解除することになれば、18歳及び19歳の少年は、過去の犯罪を理由に将来にわたって不利益な取り扱いを受け、更生の機会を奪われるという問題がある。

4 「ぐ犯」少年の適用除外による問題について

本改正案は、犯罪には該当しない18歳及び19歳の「ぐ犯」少年を少年法の対象外とする。

少年が、虐待や貧困などにより、社会的に弱い立場におかれてしまうと、その環境に強く影響され、つい非行に近づいてしまうことがある。

現行少年法が、犯罪には該当しない「ぐ犯」少年をもその対象にするのは、例えば、捜査機関が「ぐ犯」を理由に介入し、家庭裁判所の保護処分によって少年を非行から遠ざけるなど、少年に対する福祉的・教育的機能を果たすためである。

このように18歳及び19歳の「ぐ犯」少年を少年法の対象外とすれば、これまで現行少年法が果たしてきた福祉的・教育的な機能を大幅に後退させることにつながりかねないという問題がある。

5 総括

したがって、本改正案は、18歳及び19歳の少年について、18歳未満の少年とは異なる取扱いをする旨定めるものであって、上記の他にも多くの問題があることは明らかである。

よって、当会は本改正案に反対する。

令和3年4月28日

大分県弁護士会
会長 渡辺 耕太